

久留米工業大学大学院履修規則

(趣旨)

第1条 久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第10条に基づき、大学院における履修の方法に関し、必要な事項を定める。

(研究指導)

第2条 修士論文の研究指導のため、主論文指導教員を定める。

2 主論文指導教員の他に、修士論文の内容や研究方法に関連した1名以上の副論文指導教員を定める。

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(成績の評価)

第3条の2 学則13条の試験等の評価は、次の区分とする。

(イ)	秀	90点～100点
(ロ)	優	80点～89点
(ハ)	良	70点～79点
(ニ)	可	60点～69点
(ホ)	不可	59点以下

(必修科目)

第4条 各専攻の特別セミナー（2単位）、特別実験演習（10単位）及び科学技術英語特論（2単位）は必修科目である。

2 特別セミナーの単位は、主論文指導教員のセミナーに参加し、修士論文の研究題目、計画とスケジュール等を立案し、計画書を提出することにより評価する。

3 特別実験演習の単位は、修士論文を完成するまでの実験や演習などで評価する。学生は指定された期限までに修士論文を提出しなければならない。

4 各専攻の特別講義（2単位）は、専攻の広い分野でのトピックス等を集めて構成されたもので、必修科目もしくは必修科目に準ずるものとする。

(留学生・社会人の必修科目)

第5条 留学生と社会人は、修士論文の代わりに特別の課題について特別報告書を提出し、修士論文に代えることができる。この場合の必修科目は、特別セミナー（2単位）と特別報告（4単位）である。

2 この場合には特別セミナーの単位は、特別報告指導教員を定め、そのセミナーに参加し、特別報告書の題目及び計画等を立案し、計画書を提出することにより評価する。

3 特別報告の単位は、報告書作成のための演習や調査などで評価する。学生は指定された期限（修士論文提出期限に同じ）までに特別報告書を提出しなければならない。

(履修申告)

第6条 学生は、毎年度の始めに、主論文指導教員の指示に従って、履修しようとする授業科目を申告しなければならない。

(他の専攻の授業科目の履修)

第7条 学生は、他の専攻の必修科目以外の授業科目を履修することができる。

2 前項において履修した授業科目については、8単位を超えない範囲内で、大学院学則第14条の単位に算入することができる。

3 大学院学則第12条による他の大学院における授業科目を履修する場合は、それとの合計が10単位までとする。

(修士論文の提出)

第8条 所定の授業科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者は、修士論文を提出することができる。

2 専攻の特別実験演習又は特別報告の単位は、修士論文又は特別報告書の提出期限前にその合否のみを発表する。単位の評価は、研究の態度、論文内容及び審査報告会の成績などを総合して、主論文指導教員が副論文指導教員と相談のうえ行う。

(修士論文報告審査会)

第9条 学生は、期限までに修士論文又は特別報告書を提出した後に、修士論文報告審査会に出席し、論文又は報告書の概要を説明し、専攻の指導教員による審査及び試験に合格しなければならない。

(受験資格、試験に関する不正行為、成績の表示、追・再試験)

第10条 受験資格、試験に関する不正行為、成績の表示、追・再試験については、工学部履修規則第10条から第16条の規則をそれぞれ準用する。

(高等学校教諭専修免許状の取得単位数)

第11条 大学院学則第16条による高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、別表2より24単位以上修得しなければならない。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。